

飯能市告示第 1 0 1 号

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 1 又は同表備考 2 の規定により、同表備考 1 各号に掲げる区域又は同表備考 2 の昼間及び夜間の時間として次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

飯能市長 沢 辺 漣 壺

- 1 第一種区域及び第二種区域は、それぞれ平成 24 年飯能市告示第 1 0 0 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の表の備考 1 に定める第一種区域及び第二種区域とする。
- 2 昼間及び夜間の時間は、平成 24 年飯能市告示第 1 0 0 号の表に定める昼間及び夜間の時間とする。